

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 4 号
件 名	保有個人情報の開示をする決定をした場合の開示手続の統一を図るよう求めることについて
要 旨	<p>令和5年4月1日に個人情報保護制度が統合され、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されました。これに伴い、新潟市個人情報の保護に関する事務取扱要領も4月1日に施行されています。開示手続が処分庁によってばらばらであり、事務取扱要領を遵守した取扱いを求めます。</p> <p>保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）を送付する際、納入通知書兼領収証書、保有個人情報の開示の実施方法等申出書を同封する所属と、全く同封しない所属があります。また、保有個人情報の開示の実施方法等申出書の提出を受けてから、納入通知書兼領収証書を送付する所属があります。さらに、保有個人情報の開示の実施方法等申出書の提出がなければ、開示できないとする所属もあります。このような措置では、どのように対応したらよいか分かりません。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報開示に伴う手続の統一を図ること。</li> <li>2 事務取扱要領を熟知すること。</li> </ol>
付 託 年月日 委員会	<p>令和5年9月7日</p> <p>第1項 } 第2項 } 総務常任委員会</p>
受 理	令和5年8月31日 第335号